

水循環の再生と「うるおいのある水辺環境」の回復 熱環境の改善による快適な都市空間の創出

中短期的目標及び達成状況

《中短期的目標》

- 地下水位が安定し、地盤沈下が抑制されている状態を継続する。
- 建築物等の新築・改修や都市づくりに当たって、雨水浸透を着実に進めるための方策を構築するとともに、雨水や再生水等の有効利用を促進していく。

《達成状況》

- 地域差があるものの、地下水位は全体的に回復傾向にあり、地盤沈下は沈静化しつつある。
- 「雨水浸透方針」（2001年7月）に基づく各局・区市町村による具体的な取組、普及啓発
都市整備局 大規模建築物における雑用水利用・雨水浸透を指導
下水道局 流出抑制を兼ねた公共雨水浸透ます設置、再生水利用
区市町村 設置者への補助金支出

- 2016年度までに、ヒートアイランド対策推進エリアの全地域で、被覆状態の改善や排熱の減少、風の道の形成などにより、熱環境の改善がなされている。また、多摩地域の市街地においては、現況に比べ熱環境の悪化が防止されている。

- 排熱（エネルギー消費量）の減少や緑化、遮熱性舗装の推進等が図られている。（一方、熱帯夜日数や平均気温に改善は見られない。）

これまでの取組実績

○水循環の再生に向けた方策

- ・地下水の挙動の解明、地下水の適正管理と地盤沈下の防止
工業用水法、ビル用水法及び条例に基づく、新規掘削の抑制と報告により揚水量を集計
- ・温泉利用の適正化
温泉資源の保護と地盤沈下防止の観点から、温泉法申請の審査基準を設け適正利用を指導

○うるおいのある水辺環境の回復

- ・清流復活事業
流れの途絶えていた野火止用水（多摩部）や渋谷川・古川（区部）等に下水の高度処理水を導水
- ・東京湾における、浅場・干潟等に形成される生態系の浄化機能等について研究

＜清流が復活した野火止用水＞



○多様な手法による対策（気候変動対策、緑施策とともに進める対策）

- ・都市排熱の軽減、被覆対策の推進
ヒートアイランド対策取組方針に基づき、都・各区市町村が保水性舗装等の対策を実施

○都市づくりとともに進める対策

- ・熱環境を考慮した都市構造への転換、地域特性を踏まえた対策
民間事業者や都民が、建物の新築や改修時にヒートアイランド対策に取り組んでもらうため、「ヒートアイランド対策ガイドライン」を取りまとめ、情報提供

＜保水性舗装・散水設備＞



施策実施効果の検証

○水循環の再生に向けた方策

- ・揚水規制により、地下水位は安定し、地盤沈下は沈静化傾向にある。
- ・自然環境審議会答申に基づく温泉間の距離制限等の指導により、温泉資源の保護や地盤沈下を防止

○うるおいのある水辺環境の回復

- ・清流復活事業により、水の流れや水面が確保され、周辺地域に潤いや安らぎを提供

○多様な手法による対策（気候変動対策、緑施策とともに進める対策）

- ・ヒートアイランド対策は、都・各区市町村の取組として進んでいるが、近年の気候変動の影響もあり都市の高温化現象は進んでいる。

課題（目標達成に向けて、その他状況の変化等）

- 適切な揚水規制を実施しながら、地盤沈下、地下水位、地下水揚水量の継続した監視と定期的な検証を行う。
- 安全管理を含め、引き続き温泉資源の適正利用の指導を継続していく。温泉は地下水の一部でもあることから、利用状況等の把握を通じて地下水と連携した検証を行っていく。
- 地下構造物からの漏れい水について、環境用水としての活用を検討していく。
- 浅場・干潟等の生態系の浄化機能等に係る研究結果を活かし、水生生物の生息環境の整備や水質改善を図っていく必要
- 従来から取り組んでいるヒートアイランド対策については、今後も着実に進めていくが、オリンピックの開催に向けて、競技会場周辺や街なかでの真夏の暑熱対策も求められている。

森林や丘陵地・島しょにおける自然の保全

中短期的目標及び達成状況

《中短期目標》

- 荒廃した多摩のスギ・ヒノキの人工林について、針広混交林への転換を拡大する。
- 保全地域の新規指定等を拡充する。
- 小笠原諸島を世界自然遺産に登録する。

《達成状況》

- 間伐：2002～2013年度までに6,790ha、枝打ち：2006～2013年度までに1,236ha実施
- 2008～2014年までに4ヶ所（17ha）を新規指定
- 世界自然遺産登録の決定（2011年6月）



これまでの取組実績

○森林・丘陵地の緑の保全

- ・2008～2014年度にかけて、保全地域の新規指定・指定範囲の拡張（現在50地域、約758ha）
- ・多摩の森林再生計画では、人工林について、都と森林所有者が協定を締結し、間伐を実施また、花粉の発生源対策として、市町村と連携し、枝打ちを実施
- ・来園者に、安全かつ快適に利用してもらうため、自然公園及び都民の森の適正な管理と老朽化した施設を改修
- ・自然公園利用者の増加、トレイルランニングなど利用目的の多様化に対して、自然や生態系の保護、利用マナーの遵守のため、自然公園利用ルールを策定（2014年度）

＜トレイルランの大会風景＞



＜グリーンシップ・アクションの様子＞



○多様な主体の参画による自然環境の保全

- ・企業、NPO、東京都が連携した緑地保全活動である「東京グリーンシップ・アクション」では、29の企業、団体が参加、44回の活動を実施（2014）
- ・「東京グリーン・キャンパス・プログラム」では、2014年度4箇所の保全地域等において、4大学が参加、9回の活動を実施（2014）
- ・セブンイレブン記念財団と協定を締結し、2015年度から都府県における自然環境保全・環境体験学習事業を開始

○自然の生態系を守る

- ・保全地域における希少種保全策強化のため自然環境調査を41の保全地域で実施（2011～2014年度）
- ・保全地域の管理手法等をまとめた「東京都保全地域保全活動ガイドライン」を作成（2013年度）
- ・都からアドバイザーを派遣し、保全地域の活動団体に対してガイドラインに則した希少種保存の技術支援を実施（2013年度～、15件）
- ・柵や監視カメラ等により、希少種の盗掘や持ち去り防止策の試行や検討を開始（2014年度～）
- ・1997年から小笠原諸島において、ノヤギの排除を実施し、媒島、聳島、兄島等の無人島では根絶、2010年度から父島で開始。また、アカガシラカラスバトの保護増殖事業や生息調査を実施

施策実施効果の検証

○森林・丘陵地の緑の保全

- ・保全地域の新規指定・指定範囲の拡充により、都内に残る貴重な里山や丘陵地の緑を保全
- ・間伐や枝打ちにより、森林の公益的機能の改善に寄与
- ・自然公園のビジターセンターの改築などにより、利用者にとって利便性・快適性が向上

○多様な主体の参画による自然環境の保全

- ・保全地域を企業の社会貢献活動の場として提供し、企業の自主的な緑地保全活動を推進
- ・保全地域を大学生の緑地保全活動の場として提供し学生の緑の保全に対する関心の喚起や行動力を醸成

○自然の生態系を守る

- ・保全活動ガイドラインやアドバイザー派遣により、保全地域において、より適切な保全活動を促進
- ・希少種保全のための保護柵や監視カメラの設置により、希少種の盗掘や持ち去りを抑制
- ・固有種率の高い生態系やその保全管理が評価され、小笠原諸島が世界自然遺産に登録

課題（目標達成に向けて、その他状況の変化等）

- 都内の貴重な緑を守っていくことができるよう、保全地域の指定を行いながら、市町村やボランティア団体と適切な役割分担・連携をしていくことが必要
- 多摩の人工林において、植生モニタリング結果を踏まえた広葉樹等の育成を通じて、その土地に適した針葉樹・広葉樹の混交林化を進め、動植物の生息・生育場所を復活していくことが必要
- 自然公園内に多言語対応の案内標識板等の設置が必要
- 利用目的の多様化と自然保護を両立するため、自然公園利用ルールの普及啓発を図っていくことが必要
- 保全活動を行う地元ボランティア団体は高齢化が進んでおり、参加希望者とのマッチングや初心者向け自然体験プログラムの実施などで裾野を広げ、新たな人材を掘り起こすことが必要
- 保全地域において、多様な主体と連携し、柵や監視カメラによる希少種の持ち去り対策の強化や外来種の防除など生物多様性の保全を引き続き進めていくことが必要
- 小笠原世界自然遺産の価値を守るため、影響の大きい外来種の駆除や減少した固有種の保護対策を継続
- 外来種対策について基礎的自治体実施する防除事業への支援を更に進めることが必要

横断的・総合的施策

これまでの取組実績

<区市町村の主体的取組への支援と連携の強化>

- 区市町村が実施する取組に対する財政的・技術的支援の積極的展開、情報共有の推進（2009年度～）

<広域連携の推進>

- 九都県市における施策連携の推進（容器包装ダイエット宣言等）、国への要望等の実施

<次世代の人材育成>

- 小学校教職員研修(2008年度～)、社会人向けテーマ別環境講座（2011年度～）等を実施
- 埋立処分場見学会（2009年環境学習ホール開設）やグリーンシップ・アクション等の体験の場を通じた環境学習を実施

<アジア、世界の都市との連携>

- 国際会議等で、キャップ&トレード制度やグリーンビルディング対策等の東京の先導的な気候変動対策を積極的に発信
- アジア大都市等に対する廃棄物分野や大気質分野における具体的な技術協力を推進（北京市、ソウル市、バンコク都等）

施策実施効果の検証

- 環境分野における区市町村の主体的な取組を支援することにより、地域特性を踏まえ、多様な主体と連携して積極的に事業に取り組む区市町村が増加。効果的な取組が他自治体へ波及する事例も出現
- 社会人向け環境講座や教職員向け研修等の継続実施等により、ターゲットに即した環境教育体制が拡充
- 都のキャップ&トレード制度等の取組が世界的に評価
 - ・ガバメントリーダーシップ賞（2011年）
 - ・C40・シーメンス大都市気候リーダーシップ賞(2013年)
 - ・国連気候変動枠組条約（UNFCCC）ボン会議の都市代表・専門家会合へ招へい（2014年） 等

課題（目標達成に向けて、その他状況の変化等）

- 環境課題の解決に向けて区市町村との連携が不可欠であり、技術支援や情報共有も含め、区市町村の積極的な取組を促進していく必要
- オリンピック・パラリンピックの開催等を契機として、企業、NPO、都民等との連携をさらに深め、あらゆる主体による環境配慮行動を推進していく必要
- 世界の大都市等に共通する課題の解決に向けて、主要都市との施策の学び合いや、ニーズに合わせた都市間実務協力が重要